



住吉浄水場ポンプ室



鈴木家住宅 (H21地域文化財専門家研修にて)

先月の本誌において「地域文化財専門家研修」の次のステップとして、この6月から県教委主催による文化財の専門家を育成する研修が開催されることが告知された。これを機に建築士と文化財の関係や今後の景観整備機構のあり方について考えてみたいと思う。

■建築士と建築史

建築士の中には学生時代、建築史研究室に所属し文化財の調査をしたり論文を書いたりして、文化財に携わる仕事をしたいと考えていた者も少なくないであろう。私自身もそんなひとりである。しかし、建築史を本格的に学んでいても、それを活かせる職場が少ないのが現実である。文化財に興味のある学生にとって憧れの就職先は重要文化財等の保存や修理、復元等を専門にしている設計事務所だが全国的に数えるほどしかない。となると、あとは県や市の職員になって文化財課で働くか、大学に残って研究者の道を進むぐらいしかない。

また、一般の建築設計事務所等で働いている限り、どんなに文化財建造物に対しての造詣が深くても、保存・利活用や復元設計の仕事がほとんどないという現実もある。それは行政が文化財関係の業務を発注する際、文化財建造物専門の設計事務所または大学などの建築史研究室を委託先として選定しているからであり、それがたとえ指名入札であったとしても一般の設計事務所が指名に入ることはまずない。

一方で、建築関係の仕事に従事する人の中には地域文化財にまったく興味を示さない、むしろ邪魔な存在と考えている人がいることも、また事実である。古い建造物をいつまでも保存しては、建替えが滞り、本来の仕事が減ってしまうからである。

このように建築士と建築史は、その立場によってさまざまな問題を抱えている。

■鴨江別館と住吉浄水場ポンプ室

そんな状況の中、昨年度浜松市から景観整備機構へ鴨江別館と住吉浄水場ポンプ室の業務が委託された。業務内容については先月の瓦版に書かれている

ので省略するが、地域文化財とはいえ浜松市が文化的価値を有する建造物の業務を、文化財専門の設計事務所や大学の研究室以外のところに発注したという点では、一つの転機になったと思われる。

今まで文化財に興味や造詣があっても、そうした活動はボランティアであった。それが正式な業務として成果を求められ報酬も受けることができる。この二件の業務は浜松支部のまちづくり委員会のメンバーの協力があって成り立ったものだが、手伝いで参加された人の中には、このような環境をずっと待ち望んでいた人もいたのではないだろうか。

そしてこの裏側には、今までボランティアで保存活動をしたり、一昨年からはじめた地域文化財専門家研修を受講したりして、自己研鑽に努めた結果であることを忘れてはいけない。

■地域文化財専門家から静岡県文化財建造物監理士へ

行政が重要文化財等に関する業務を文化財建造物専門の設計事務所や大学の建築史研究室に依頼するのは、それなりの理由がある。文化財関連の業務には一般の建築設計や監理とは異なる特殊な職能が必要だからである。建物を調査し、古い設計図を分析し、報告書を作成し、時には古い文書を解読するなど、普段の仕事ではあまり経験しない作業がある。

今年度からはじめられる県教委主催の文化財専門家研修を修了すると「静岡県文化財建造物監理士」に登録され、県や市から地元の設計事務所に文化財関連業務が委託される可能性が出てくる。文化財に関する業務に対して門戸が開かれるというのは歓迎すべきことであり、この研修へ寄せる期待も大きい。

しかしその一方で、責任をもってその業務を遂行するためには、前述した文化財業務に必要な職能を身につけるべく、研修後も日々の自己研鑽が求められているといえよう。そして、「静岡県文化財建造物監理士」に登録された建築士が景観整備機構に参加することで、景観整備機構としても、さらに高度な委託要求にも応えられるようになるのではないだろうか。

(西部ブロックまちづくり委員会副委員長 小笠原 徳明)